

## 2.3. 生活困窮者自立支援事業

担当課：福祉課 福祉政策係

### ■目的及び概要

仕事や生活に困っておられる方の相談を受け付けるもの。相談窓口では、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う。

### ■対象者

市内に居住地を有する者で、さまざまな理由で仕事や生活に困窮している者

### ■支援内容

- ・自立相談支援事業…自立相談支援機関の相談支援員が相談に応じ、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。
- ・住居確保給付金の支給…離職などにより住居を失った方、または失うおそれがある方に、就職活動を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。
- ・就労準備支援事業…社会生活に不安があるなど、直ちに就労が困難な方に一般就労に向けた支援を行います。
- ・家計改善支援事業…相談者が自ら家計を管理できるように支援を行います。
- ・居住支援事業…住居を持たない方やネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供することにより、安定した生活を営めるよう支援を行います。
- ・子どもの学習・生活支援事業…学習支援を始め、進学に関する支援など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

### ■申請時期

随时受付

### ■費用負担

相談者の費用負担なし。

### ■留意事項

生活困窮者自立相談事業は、宇土市社会福祉協議会へ委託して実施しております。

相談窓口の名称は、「うと自立相談センター」です。

### ■根拠法令等

生活困窮者自立支援法

## 24. ふくしの相談窓口

担当課：福祉課 福祉政策係



### ■目的及び概要

高齢・障がい・子育て・生活困窮など複数の分野にまたがる相談や、福祉のことでどの窓口に相談すればよいか分からない場合に相談を受け付けるもの。

〈相談内容の例〉

- ・福祉のことで相談したいが、相談先が分からない
- ・家族で複数の課題を抱えている
- ・課題がいくつもあって整理できない
- ・計画的にお金が使えず、生活に困っている　など

### ■対象者

宇土市民

### ■支援内容

相談員が相談をお聞きし、どのような支援が必要か一緒に考え、具体的な支援プランを作成するとともに、相談内容に応じて、適切な関係機関と連携して包括的な支援を行います。

また、支援の進捗状況や相談者の生活状況を定期的に確認するなど、課題の解決に向けて継続的にサポートします。

### ■相談場所・相談時間

相談場所：市役所 1 階 福祉課内（7 番窓口）

相談時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分（土日祝日、年末年始を除く）

※相談は無料、秘密は厳守いたします。

### ■根拠法令等

社会福祉法

宇土市重層的支援体制整備事業への移行準備事業実施要綱